

『住民と自治』(通巻 577号)5月号付録 2012年5月1日発行 自治体研究社

# とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第100号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぐり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 東日本大震災の復旧復興は第一次産業の再生で 笠原 義人 ..... 2
- 東日本大震災に思う 佐々木 剛 ..... 4
- 「原発がどんなものか知って欲しい」(平井憲夫) 米田 軍平 ..... 6
- 福島第1原発「事故」とこれからの「運動」 片岡 豊 ..... 6

## ■ 学習会「自治体の偽装請負」

◎ 日 時 2011年6月5日(日)  
午後1時30分～3時

◎ 会 場 宇都宮市姿川地区市民センター 学習室

◎ 講 師 尾林 芳匡氏(弁護士・八王子合同法律事務所)

◎ 主 催 とちぎ地域・自治研究所・栃木公務公共一般労働組合

※参考図書 新刊「自治体の偽装請負」(自治体研究社、P8 参照)



## ■ とちぎ地域自治研究所第10回定期総会

◎ 日 時 2011年7月10日(日) 午後1時30分～4時30分

◎ 会 場 宇都宮市総合コミュニティーセンター会議室

◎ 内 容 (1) 記念講演

(2) 第10回定期総会(10年度活動報告、11年度事業計画等)

## ■ 震災復興研究会(「活動飛躍募金」実施中)

自治体問題研究所は創立50周年に向けて設置した「新しい時代の地方自治像研究会」に、東日本大震災および復興に関する調査研究・提言を行うため「震災復興研究会」をタスク6として設けることにしました。そのための「基盤確立基金・活動飛躍募金」に引き続き取り組むこととしています。郵便振込先(00100-7-170408 自治体問題研究所)

※参考「東日本大震災からの復旧・復興にむけて」自治体問題研究所理事長 岡田知弘

([http://www.jichiken.jp/wp-content/files\\_flutter/1303442738shinsaiufukko.pdf](http://www.jichiken.jp/wp-content/files_flutter/1303442738shinsaiufukko.pdf))

# 東日本大震災の復旧復興は第一次産業の再生で

笠原 義人（とちぎ地域・自治研究所 理事長）

## 1 最も優先されるべき課題は、福島原発事故の収束を、政府の責任で早期に図ること。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の収束を図るため、政府の責任で、可能な限り、早期に、決着させることに、最大の力を結集すべきである。東京電力は4月17日、会社として事故収束のための「工程表」を、事故発生後1月余も遅れてようやく公表したが、第一ステップがこれから3ヵ月、第二ステップが6ヵ月と、余りにも時間を掛け過ぎている。被災住民に対する避難、退避時間の苦痛を強いる期間は、3～6ヵ月では長すぎる。また、収束への時間が掛かればかかるほど、放射能の流出・飛散の危険性が增大することになる。

当時の自民政権である日本政府は、国際原子力機関(IAEA)が1988年に、米・スリーマイル島原発事故(1979年)やチェルノブイリ原発事故(旧ソ連・ウクライナ、

1986年)を受けて、過酷事故を公的規制の対象にするため「基本安全原則」を各国に勧告したものを拒否し、国の規制対象から外し、電力会社の「自主的対応」に任せてきた。

菅直人民党政権は、福島原発事故の対応姿勢を自民政権のまま引継ぎ、東京電力の自主的対応に任せたままである。政府は対応を、原発を推進する「経済産業省」の、原子力保安院の部局担当者に委ねたままである。原子力安全委員会や原子力研究の専門研究者などの叡智を結集できる事故調査・対策本部委員会等の抜本的な体制を立ち上げ、政府の責任で「工程表」をつくり直し、早期に事故の収束を図るべきである。

## 2 東日本大震災の復興と東北経済の「再生」は、地方自治体(県および市町村)の自主的 地域運動の取り組みに依拠することを基本とすること。

未曾有の大震災(巨大地震と大型津波)で2万7千人余の方々が生命を奪われ、多くの被災住民が住居など生活と就労の資材や就労機会を喪失した。被災地域の市町村や各県の担当者は、犠牲者の無念の思いや、「なんとか元の生活に戻りたい」という被災者の願いを受け止め、行方不明者の捜索と膨大な瓦礫の後かたづけに追われながらも、大震災の復興と地域経済の再生に取り組みつつある。

菅直人民党政権は「復興構想会議」を立ち上げ、「創造的復興」に取り組むという。これは、4月6日に公表された経済同

友会の「東日本大震災からの復興に向けて」を踏まえた構想の具体化である。

財界(経済同友会)は、「新しい日本を創生するというビジョンの下に、新しい東北を創生していく必要がある」とするが、しかし、「復興にあたっては、将来の道州制の先行モデルをめざして、『新しい日本創生』の先進モデルとして、国際競争力のある、国内外に誇れる経済圏を創生する。そのため、既存の制度や常識にとらわれることなく、政治の強いリーダーシップの下で、国内外からの叡智を結集し、先進的な復興計画を策定・実行する」と、県域や市町村

自治体の枠域を超えた、「道州制」を実現させる、広域の「東北経済圏」をめざすとしている。

財界が提起する新しく創生される東北の農林水産業とは、「農地の大規模化、他地域の耕作放棄地を活用した集団移転、法人経営の推進、漁港の拠点化など大胆な構造改革を進めることによって、東北の強みを生かしながら、『強い産業』としての再生をめざす」とするものである。

財界の東北の新しい第一次産業とは、大胆な構造改革を経て、国際競争力に堪え

る、『強い産業』へと「脱皮」させたものを目標とすると言う。これでは、これまで、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島など各県や市町村がそれぞれの地域性を踏まえて取り組んできた農林水産業を解体、縮小させるものとならざるを得ない。

各県や各市町村自治体が、各自治体に居住する農林漁業生産者の意向を踏まえて展開させようとする地域農林水産業の再生をめざす新たな方向を支援することこそ、最大の重点が置かれるべきである。

### 3 東北地方の経済は、国有林森林資源の循環的利用による第一次産業の再生に依拠するところが大きい。

東北6県のうち宮城県を除く5県の林野率はほぼ7割と、県土の多くは森林で被われている。その上、国有林の面積比が青森県では61%、山形県51%、秋田県45%、そして福島県が40%と、私的所有でなく、国家的所有に基づく広大な森林が地域内に存在する。

東北森林管理局管内(青森・岩手・宮城・秋田・山形の6県、局事務所は秋田市に所在)の国有林総面積は165万haで、スギ・ヒノキ等の針葉樹人工林率は35%に留まり、広葉樹天然林の方が64%と多い(2010年現在、東北森林管理局『2010年東北森林管理局事業統計書』)。なお、福島県の国有林は、新潟・群馬・栃木・埼玉・茨城・千葉・山梨・東京・神奈川・静岡県とともに、関東森林管理局管内(局事務所は前橋市に所在)に含まれる。

東北国有林の中に区分されている「共用林野」(国有林のうち慣行に基づいて地元住民による自家用薪炭原木や肥料用落葉、山菜・キノコなどの採取が認められている森林)の面積は89万haで、管内総面積の54%と過半を超えている。共用林野の面積

が多いのは、東北森林管理局と関東森林管理局の特徴である。

これらの共用林野は国有林所在地域、市町村の農林業者が、国有林を農業生産や畜産的に、さらには薪炭利用や木質バイオマス等の利用に使用するなど、地元利用が可能な森林である。各県の共用林野面積は、秋田県が29万ha、山形22万ha、青森20万ha、そして岩手県も15万haに達する。

国有の森林資源は、地域住民にとっては大きく二つの利用の仕方がある。一つは、農林漁業などへの土地資源としての多面的な利用を活性化させ第一次産業を再生させることであり、もう一つは、木材を生産し、木材商品を循環的に生産利用し、地域の木材加工産業を活発にさせ、就労機会を拡大することである。東北国有林の利用区分は地域性があるのは当然であるが、農林業など地元利用が優先される利用対象に6~7割、そして、針葉樹人工林など木材生産利用が3~4割が、大まかな目安となる。

東北森林管理局は2005年の木材生産量

84 万 m<sup>3</sup> を、2009 年には 101 万 m<sup>3</sup> へと近年は増産している。東北森林管理局は、現在(2010 年)、781 人の職員(公務員)と、192 人の現業労働者、合わせて 973 人を雇用している。この雇用者数は、今回の東日本大震災を復興期にあたり、5 年前(2005 年時点)の職員 817 人、現業労働者 478 人、合わせて 1,295 人の雇用規模に早急に

回復させ、それ以上の増員をめざすことを期待したい。林野庁は 2020 年には国産材の木材自給率を 50%以上にすることを掲げており、東北森林管理局の木材生産量をさらに拡大させる計画である。国有林の林業・木材生産的利用の拡大と地域木材加工産業への原料供給の拡大、地域産業発展への貢献も、国有林の一つの役割である。

## 東日本大震災に思う

佐々木 剛(とちぎ地域・自治研究所 事務局長)

3 月 11 日東日本大震災が発生した直後から身の回りで慌ただしい日々が続き、今

### (一) 高齢者福祉の分野で

#### (1) 県内施設での施設の被害

現在私が副会長として関わっている栃木県老人福祉施設協議会(会員 170 施設、内特養 115 施設)は震災発生直後に県高齢対策課より「県内の高齢福祉施設が地震により倒壊被害に遭った」という連絡を受け、この日から県内の被害施設と連絡をとり安否調査がはじまり休日返上取り急ぎ被害を受けた施設入所者の緊急避難を行いました。

#### (県内施設被害状況)

- 建物等被害 25 件
- 利用者が避難した施設 8 施設

#### (2) 福島県原発 20 キロ圏内特養、養護入所者の避難受け入れ(40 施設に 177) 一県と老人福祉施設協議会(公民協働)による素早い連携の成果

県内の被害対応に追われている最中に、3 月 14 日からは、加えて県の高齢対策課を通じ厚生労働省より依頼のあった隣接する福島県の第一原発 20 キロ圏内の高齢者施設(当面 3 施設 177 名)のご利用者の避

なおその延長で続いています。

難受け入れが始まりました。

この受け入れに先立ち、「神奈川県等の特養で 100 名の高齢者を受け入れたが、お世話ができず避難してきたご利用者の他の施設(九州、岩手県等)へのたらい回し」があった事例を聞き、栃木県では、「施設介護にも負担が少なく、ご利用者にも一定のサービスが提供できるように」と「受け入れ施設定員の 1 割以内の受け入れ」を県と協議し決め、出来るだけ多くの施設で分担するよう各施設と連絡をとり 95 施設(115 特養中) 240 名の受け入れ態勢を確立しました。

#### (3) 今後の課題として

- ① 避難されて来られた方もこの先 20 キロ圏内には戻ることができず、しかもご家族が被災され、地元の受け入れ先がないご利用者も多く、長期化と本格入所等の課題も生まれてきています
- ② また、福島県の病院から県内の病院が受け入れた患者さんの内、特養で受け入れ可能な患者さんを連休明けから県内の特養

で受け入れる準備をしています。

## (二) 身近な生活の場で福島県からの疎開者が

上記の仕事の場で大震災の関わりとは別に、身近な生活の場でも大震災の影響がありました。私の二男のお嫁さんの身うちが須賀川に住んでいて、生まれたばかりの子どもが居るので放射能汚染の心配だと言うことで、3月15日から我が家に疎開して

きました。近所にも福島県からの疎開者もおられ、疎開が長引くにつれ、「近所に疎開している人同志のお茶のみ会」が提案されるなど福島県人同士の「県人会」が生まれそうな気配です。

## (三) 今回の大震災に思うこと

### (1) 情報の小出し

今回の大震災で最大の問題は、情報が小出しで、政府や東電等がバラバラに報道していること。しかも政府や東電に不都合な情報は秘匿され、都合のよい情報のみ流されることでした。「人体には大丈夫」と言いながら次から次へと放射能漏れ被害が広がっています。

### (2) 科学者の役割。今こそ科学者の社会的責任が問われている

今回の原発事故で、日本の科学者の役割がどれだけ発揮されているのかが見えない。これまで安全神話を支えてきた科学者の責任はどうなるのか、また、地震大国日本の地震予知科学や原子力に携わる科学者の総力を挙げて日本と世界の安全のために今こそその役割が問われている時はない。わずかにその責務を痛感し涙ながらに抗議の辞任をした内閣参謀小佐古東大教授の「小学校の年間20ミリシーベルト決定は不当」発言に「科学者の良心」をみたような思いで受け止めたのは私だけでしょうか。

### (3) 復興は地元住民中心に！—ここでも住民自治を貫くこと

政府の思いを押しつけるのではなく、被災を受けた地元の自治体を中心に！

政府の東日本大震災「復興構想会議」に参加する学識者が思い思いに復興構想を述べているが、この間の政府が打ち出す地方制度改革や行政改革の全てが国に都合のよい計画で、国民の暮らしや国民の参加に基づく立案でもない。

今回も、政府主導、政府に都合のよい学識者が机上の復興プランを並べ立て述べている。何よりも復興において大切な視点はそこに住む住民に依拠すること。

浪江町、双葉町、南相馬市の住民や町執行部が望んでいる復興への思いやプランをもとに地域復興計画、広域の復興計画が決められていく必要があります。復興計画は何よりもそこに住む住民のためのものでなくてはならないし、復興の力もそこに住む人々に依拠して初めてエネルギーが出てくるのですから。



# 「原発がどんなものか知って欲しい」(平井憲夫)

(<http://www.iam-t.jp/HIRAI/pageall.html>)

米田軍平(とちぎ地域・自治研究所 副理事長、弁護士)

「原発がどんなものか知って欲しい」(平井憲夫)は3月23日ストップ八ツ場ダム連絡会から送られてきたものです。この文書を書かれた平井憲夫さんは、20年間原発の現場で働き、1997年1月癌で死亡した方です。

福島第1原発の放射能漏事故の収束が全く見通せない状況にあります。燃料棒が破損し大量の放射能の発生を考えるとじっとしておれません。平井さ

んの文書を読んで今回の事故が起きるべくして起きたもので、身の毛がよだつ恐怖を感じます。

反原発の運動に参加したいと思っています。

(米田副理事長からは、全文掲載の要請があったのですが、分量的にこの所報の掲載能力を超えているため、ホームページを参照ください。)

## 福島第1原発「事故」とこれからの「運動」

片岡豊(とちぎ地域・自治研究所理事、作新学院大学)

「戦後政治の総決算」をうたい文句に日本社会の構造を「新自由主義」「新保守主義」へと大きく舵を切ったのは、それ以前からそうした動向があったとはいえ、中曽根康弘元首相の臨調・臨教路線であったことを、今あらためて思い起こしましょう。臨調・臨教路線は「国労つぶし」を狙った国鉄民営化に象徴的に表れましたが、この流れは90年代以降、グローバリゼーションの名のもとに橋本構造改革路線、小泉構造改革路線へと引き継がれ、人間破壊をともなった今日の日本社会が形成されてきたのでした。その日本社会が東日本大震災津波、そして福島第1原発「事故」に大きな揺さぶりを掛けられ

ています。

原子力発電は不完全な技術でしかありません。原子炉そのものの危険性は経済的側面を考えれば一層の脆弱性を抱えざるをえず、放射性廃棄物、使用済み核燃料の処理などは、日本に「原子力の灯」がともったときからほぼ半世紀を経過した今も未解決のままです。原子力発電所は、基準値があるとはいえ、常時放射能を放出し、放射能に汚染された温排水もまた海に垂れ流されつづけています。にもかかわらず原子力発電が「安全神話」の虚構のもとに政治的に推進されてきたことを思い起こせば、福島第1原発「事故」は起こるべくして起こったと言わざるをえません。

その推進役を果たしてきたのも、他ならぬ中曽根康弘元首相であったのです。

「戦後日本の最大の問題はエネルギーだった。(中略) アイゼンハワー米大統領が原子力の平和利用に政策を転換すると知り、『日本も負けてはならない。次は原子力時代になる』と思った。／

(中略) エネルギーと科学技術がないと、日本は農業しかない四等国家になる。そう人にも言い、自分でも危機感を持っていた」。これは「朝日新聞」(2011・4・26)のインタビューに答えた中曽根元首相のことばです。彼は今の事態を前になお「これを教訓として、原発政策は持続し、推進しなければならない。世界の大勢、国の前途、日本のエネルギー、科学技術を考え、雄々しく前進しなければならない。それが今日の日本民族の生命力だ」と言い放っています(同前)。今、このように語る彼が「原子力平和利用」のために1954年度予算案に2億3500万円(原爆に使用されたウラン235を踏まえたとなれば、その無神経ぶりにはあいた口がふさがりません)の原子力予算を計上し、1955年には「原子力基本法」を成立させたのでした。

ところで1954~55年はどんな時代だったのでしょうか。第5福竜丸がビキニ環礁で被曝したのは1954年3月1日、久保山愛吉さんが亡くなったのはその年の9月23日のことでした。そしてこれを契機に東京の主婦たちから立ちあがった原水爆禁止署名運動が「第1回世界原水禁大会」として結実するのは1955年の8月6日です。こうした人びとの動きを逆なでするかのように「原子力平和利用」は緒についているのです。

このときの日本はすでにサンフランシスコ条約体制下であり(1951年)、サンフランシスコ条約と同時に締結された日米安保条約は、日本を米国に従属させるという今日までつづく戦後日本のありようを決定づけました。1953年10月に行なわれたMSA(相互安全保障法)協定交渉のための池田・ロバートソン会談では、日本の再軍備とそれを受け入れる愛国心教育を進めることについて日米合意がなされ、いわゆる「逆コース」路線があらさまになっていきます。中曽根元首相に推進された「原子力平和利用」は、このような流れの中で画策され、「原子力」が未来の新たなエネルギーとして喧伝されていたのでした。またこの時期に中曽根元首相が戦後民主教育を敵視する言動に力を入れていたことも思い出されなければなりません。

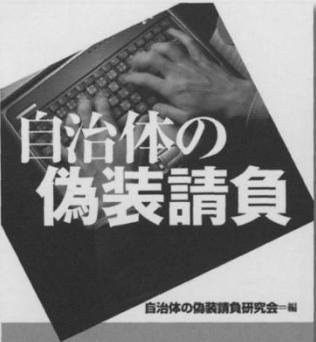
ここで大きな疑問に突き当たります。「逆コース」とともに推し進められた「原子力平和利用」の掛け声に「原水禁運動」あるいは「平和運動」がどのように抵抗し得ていたかということです。60年安保闘争後の高度経済成長時代、東海村に「原子の灯」がとまります。1970年3月14日に大阪万博が開幕しましたが、その日に敦賀原発が稼働し始め「原子の灯」がその会場に届けられています。こうして「原発」という名の「原子力平和利用」が「豊かさ」の進展とともに進められ、1971年3月には、さしたる反対運動もないままに建設が続けられていた福島第1原発1号機が営業運転を開始しています。

福島第1原発「事故」によって「安全神話」が崩れ去った今、そして「原発」が徹底した差別労働のもとに稼働

していることが「事故」後の対応の中であからさまになった今、この「人災」がどのように収束するのであれ、全ての原発を廃棄し、「原子力」によらないエネルギー政策が展開される社会へと日本を作り変えていく運動をおこさなければなりません。それをこれから私たちが展開するには、改めて「原子力平和利用」を視点として戦後史をとらえ直し、そして「原子力平和利用」が

「日米安保体制」のもとで進められていることを捉えかえし、日米安保問題、米軍基地問題等と「原発問題」が同様の構造を持つことに自覚的になる必要があるでしょう。さらには戦後の「原水禁運動」や「平和運動」が「原発推進」の抵抗力となり得ていなかった現実を検証することを、その出発点の作業として行なわなければならないのではないのでしょうか。

# 自治体の偽装請負



**自治体の偽装請負**

自治体の偽装請負研究会 編

自治体の職場にも広がった「偽装請負」。その実態、法的な仕組み、問題点。是正のための弁護士らの活動、裁判、そして、労働組合運動や議会の論戦を通してきりひらいてきた教訓を紹介。 自治体研究社

**主な内容**

I 「自治体の偽装請負」とはなにか

- 1 これが自治体の偽装請負
- 2 自治体の偽装請負が生まれた背景
- 3 偽装請負とは何か
- 4 自治体の職場ごとの検討
- 5 自治体の偽装請負を考える視点
- 6 自治体への労働者派遣を考える視点
- 7 労働者派遣法改正の動向と論点

II 「偽装請負」解決の運動の実際

学校給食・市民課窓口・保育所など自治体の職場にも広がった「偽装請負」。法的な仕組みや問題点を整理し、是正に向けた弁護士の活動や裁判、組合運動や議会の論戦を通じてきりひらいてきた教訓を紹介する。

**自治体研究社**

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123  
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/  
E-mail info@jichiken.jp

## 編集後記

「編集後記」などほとんど皆無の「とちぎの地域と自治」ですが、今号は気づいてみると「100号」の節目でした。宇都宮大学の某研究室をお借りして発送作業を始め、何年かして事務所も構えるようになりましたが、問題は中身。何か特別な企画を・・・と思わないわけではなかったのですが、東日本大震災により栃木県でも地震と原発事故で大きな被害が生じたため、急遽、笠原理事長はじめ理事さんに原稿をお願いしました。復興構想に「道州制」や「市町村合併」、「TPP」などを登場させてはならず、復興が、住民自治による「人間の復興」となるよう小さい研究所ながら貢献し、そのための編集の充実にも努めていきたいと思っています。(M)